

令和6年2月6日

共 産 党

外国人技能実習制度の抜本的見直しを求める意見書（案）

現政権が設置した「技能実習制度及び特定技能制度のあり方に関する有識者会議」は、令和5年11月、政府に対し最終報告書を提出した。制度の見直しが期待されていたものの、実質的に現制度を温存する内容となっており、批判が寄せられている。

外国人技能実習制度は、技能移転による国際貢献を目的とし、実習期間の延長や受け入れ人数枠・対象職種の拡大が図られてきた。一方で、外国人技能実習生の失踪件数は年々増加し、平成20年の1,282人から令和4年には9,006人に上っている。技能実習と言いながら、非熟練・低賃金の労働力を受け入れる手段として使われてきた背景がある。そうしたもとの、職場移転の自由がないなど人権を無視した状況が放置され、国内外から繰り返し是正が求められてきた。最終報告書では、「やむを得ない事情がある場合」は転籍の範囲を拡大・明確化するとしながら、日本語・技能要件などで制限し、さらに、当分の間、分野によって1年を超える制限期間の設定を認める経過措置を設けることを検討するとされており、問題を解決するものになっていない。

また、監理団体制度が残されていることも問題である。受け入れ企業と監理団体の役員が兼任することも排除されておらず、企業に有利な条件を優先し、実習生の権利を阻害する懸念が指摘されている。

政府が保有する失踪した技能実習生からの聴取票によると、確認できた884枚の実に86%が最賃割れであることが判明し、暴力やセクハラなどの人権侵害も浮き彫りになっている。国内における労働力不足を外国人への人権侵害によって補う構造は、抜本的に見直すべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、有識者会議による最終報告書は撤回し、外国人労働者が安心して日本で暮らし働くことができ

る制度に改めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

法務大臣 宛